



Title	戦略攻撃力削減条約の内容と意義
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2002, 52(3,4), p. 27-58
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54960
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

戦略攻撃力削減条約の内容と意義

黒澤 満

まえがき

二〇〇一年五月一日、モスクワにおいて、ブッシュ米国大統領とブーチン・ロシア大統領は、「戦略攻撃力削減条約（The Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions）」（モスクワ条約⁽¹⁾）に署名した。その内容は、米ロ両国が、二〇一一年一二月三一日までに、それぞれの戦略核弾頭を一七〇〇～一一〇〇に削減することを約束するものである。ブッシュ大統領は、「この条約は冷戦の遺産を一掃するものである」と性格づけている。

本稿の目的はこの条約の内容および意義を明らかにする」とである。まずブッシュ政権下における核兵器削減政策を検討し、この条約作成に至る経緯を明らかにする。次に条約の内容を、その基本的義務、検証と組織化、最終条項について検討する。第三にSTARTプロセスとの比較において本条約の内容を多角的に検討する。最後に、本条約の特徴や弱点を明かにすることによりその意義を明らかにする。

一 ブッシュ政権の核兵器削減政策

1 大統領就任以前の見解

ブッシュが共和党の大統領候補になる以前の一〇〇〇年五月二三日に、ナショナルプレスクラブで行なった演説においても、その後のブッシュ政権の基本的な姿勢が現わっていた。そこでは、強力なミサイル防衛を主張するとともに、核兵器の削減を追求すること、できるだけ多くの核兵器を高い警戒態勢から解除することが可能でなければならないと述べている。彼は一九九一年九月の父親のブッシュ大統領が実施した一方的な核兵器の削減や撤退に言及しつつ、必要ならば一方的に核兵器のレベルを削減すると主張した。START IIレベルよりも削減する必要性は述べたが、具体的にどこまで削減するかには触れず、「十分な削減」は国防長官および防衛関連組織と協議して決定する述べた。⁽³⁾

共和党の大統領候補となつた後、米国軍備管理協会の質問状に対し、ブッシュは以下のように答えていた。

米国は、新たな安全保障環境の下で核抑止のための必要条件を再考すべきである。冷戦における核兵器の攻撃目標という前提によって、米国の軍備の規模をもはや決定すべきではない。……私は国家安全保障に合致する最低限の数を追求する。われわれの安全保障を損なうことなく、START IIすでに合意されたものよりもっと大幅に核弾頭の数を削減することは可能であるはずだ。

さらに、米国はできるだけ多くの弾頭を高い警戒態勢で一触即発の態勢から解除すべきである。これも冷戦時の対立の不必要的名残である。

米国の核戦力に対するこれらの変更は、何年もかかる詳細な軍備管理交渉を必要とすべきではない。……戦

略核兵器の分野では、ロシア政府に対しわれわれの新たなビジョンを受け入れるよう要請すべきであるが、米国は垂範によって先導する用意がある。⁽⁴⁾

以上のように、ブッシュの核削減政策は、大統領就任以前からかなりの部分が明らかになっており、要約すると以下のようにになる。

① 冷戦の終結により、冷戦期に定められた核政策から離脱し、新たな環境の下での核政策を作成する。ロシアはもはや敵ではない。

② 核弾頭は大幅に削減されるべきであって、それはSTART IIレベルをさらに大幅に下回るものでなければならない。

③ できるだけ多くの核弾頭を警戒態勢から解除すべきである。

④ これらの措置は条約交渉によるのではなく、米国が一方的に実施し、ロシアに続くよう要請する。

2 大統領としての基本演説

ブッシュ大統領は、二〇〇一年五月一日の国防大学での演説において、ブッシュ政権の安全保障政策を明らかにした。大統領はここにおいて、冷戦時の脅威であったソ連はすでになく、ロシアはもはや敵でなく脅威でないこと、新たな脅威は、多くの国が大量破壊兵器およびミサイルを保有しました開発していることであり、それは不確かで予測しにくい脅威であると分析し、そのために新たな政策が必要であり、攻撃力と防衛力の両方に依存する新たな抑止概念が必要であると述べた。

その演説の中心は、「今日の世界のさまざまな脅威に対抗するためのミサイル防衛の建設を認める新たな枠組みが必要である。そのため、われわれは三〇年になるABM条約の制限を超えて進まなければならない」ということ

ろにある。

しかしこれとの関連で、「この新たな枠組みは核兵器の一層の削減を奨励しなければならない。核兵器は、われわれの安全保障および同盟国の安全保障において果たすべき重要な役割をまだもっている。われわれは、冷戦は終結したという現実を反映する方法で、米国の核戦力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするつもりである」と核兵器削減の意欲を示している。

その具体的な基準あるいは方法については、以下のように述べた。

私は、同盟国への義務を含む米国の安全保障の必要性に合致する最低数の核兵器で信頼しうる抑止を達成することを確約する。私の目標は核戦力を削減するために迅速に動くことである。米国はわれわれの利益および世界平和のための利益を達成するために、垂範により先導するつもりである。⁽⁵⁾

この演説を大統領就任以前の発言と比較すると、以下のようになる。

① 冷戦の終結による安全保障環境の変化および、脅威の対象および変化については同様である。

② 核兵器の大幅削減については、以前のような START II レベル以下への言及はなく、米国および同盟国の安全保障の必要性に合致する最低数への削減と抽象的な表現に留まっている。これは国防総省において、核態勢の見直し作業が行なわれていたからであると思われる。

③ 以前に強調されていた「警戒態勢の解除」がこの演説ではまったく言及されなかつたことは、大きな違いである。これは非常に大きな説明上の違いであるが、実質的にはブッシュ政権の目指しているのは核弾頭の削減というよりも、核弾頭の警戒態勢解除の色彩が強いが、それを削減という用語で全体を説明する方が、インパクトがあるし、核軍縮という概念とも整合しやすいと考えられたからだと推察される。

④ 核削減は条約によらないで、一方的に実施するものであって、米国が模範を示して先導しロシアがそれに続くという形が考えられているところは、以前と同様である。

3 核弾頭削減の声明

二〇〇一年一月一三日、ブッシュ大統領はロシアのブーチン大統領とのワシントンとクロフォードでの首脳会談の席において、米国の核弾頭削減計画を明らかにした。「現在の米国の核戦力のレベルは今日の戦略的現実を反映していない。私はブーチン大統領に対し、米国はわれわれの実戦配備戦略核弾頭（operationally deployed strategic nuclear warheads）を今後一〇年で一七〇〇から一一〇〇の間のレベルに削減すること」を伝えた。これは米国のお安全保障に完全に合致するレベルである。」

この発言に対し、ブーチン大統領は、「われわれは大統領により示された制限へ戦略攻撃兵器を削減するという大統領の決定を極めて高く評価する。われわれの側としても、同じような対応をするだろう」と述べた。しかし、「ロシア側としては、検証や管理の問題を含む条約の形でわれわれの合意を提示する用意がある」と述べ、核兵器削減を条約として作成することを主張した。

これに対してブッシュ大統領は、「信頼と協力に基づく新たな関係は軍備管理交渉という無限の時間を必要としないものである。……もしそれを書き記す一片の紙が必要であるならば、喜んでそうしよう。しかしそれは、わが政府が今後一〇年間で行なおうとしていることについてである。われわれは軍備管理協定もしくは軍備管理を行なわないことを強調した。⁽⁶⁾

この大統領の声明で明かになつたことは以下のことである。

- ① 米国は今後一〇年で、実戦配備戦略核弾頭を一七〇〇～一一〇〇に削減する。ロシアも同様に削減する。
- ② 米国は一方的に削減するのであって、ロシアとの交渉を経た条約によるのではない。ロシアは条約による削減を主張している。

前者についての問題点は、①米国の主張する実戦配備戦略核弾頭はどの範囲の核戦力を意味するのかという点、②実戦配備されていない戦略核弾頭にはどういう状態にある核弾頭が含まれるのかという点、③また削減される核弾頭（正確には実戦配備から撤去される核弾頭）はどのように処理または管理されるのかという点、④さらにそれらは廃棄されるのかどうかの点である。

後者についての問題点は、①条約なしの一方的削減にロシアが合意するかどうか、②条約なしの場合に、実施をどのように確保し、それを検証するのか、③条約なしの場合に、削減の不可逆性をどのように確保するのか、などである。

4 核態勢見直し (NPR)

二〇〇一年末に核態勢見直し (Nuclear Posture Review) が議会に提出され、そのアドバイスが二〇〇一年一月九日に実施され、ブッシュ政権の核政策、核配備計画などがかなり明らかになった。この核態勢見直しは、二〇〇一年九月二〇日に提出された「四年」の防衛政策見直し (Quadrennial Defense Review=QDR)⁽⁸⁾」に基づくものである。

まず核戦力の規模については、以下の通りである。

おまざまな不測事態に対応するために必要な米国の核戦力に関する新たなアプローチとして、①即時の不測事態および予測できない不測事態に対応する実戦配備戦力 (operationally deployed force) と、②潜在的な不測事態に対

する応答的戦力 (responsive force) が必要である。また即時のおよび潜在的な不測事態については、事前の計画が不可欠である。

新たな防衛政策目標の条件と適合させるため、一〇一二年までに実戦配備弾頭を一七〇〇～一一一〇〇に維持する目標を定める。戦力の規模は、ロシアを含む即時の不測事態により決められるものではない。戦力構造と撤去された弾頭は、応答的戦力のために維持される。

現在の戦力構造は一〇二一〇年あるいはそれ以降も維持される。すべてのシステムの耐用年数延長が進められ、次期システムの検討も行なわれる。またエネルギー省の核実験準備態勢が加速される。

次に核戦力削減に関しては以下のようないかたの決定がなされた。

今後一〇年間にわたって、実戦配備弾頭を一七〇〇～一一一〇〇に削減する。そのため、①ピースキーパー（MX）ICBMの引退を一〇〇二年に開始する。②四隻のトライデント潜水艦を戦略任務から外す。③B1を核任務に戻す能力を維持しない。④実戦配備ICBMおよびSLBMから弾頭をダウンロード（搭載数を減少）する。計画された削減は段階的に実施され、一〇〇七会計年度までに三八〇〇に削減し、その後の一七〇〇～一一一〇〇への削減は一〇一二年までに達成される。

5 条約作成に関するロシアとの協議

ブッシュ政権の政策は一貫して「核兵器の削減は一方的に実施し、条約には依存しない」とするもので、その理由として言及されていたのは、冷戦が終結しロシアはもはや敵ではないので、冷戦時のような時間のかかる詳細な規定をもつ軍備管理条約は必要ではないという説明である。いわゆる、ロシアがもはや敵でないこと、条約締結には時間がかかることが指摘されている。

しかし、ブッシュ政権の核政策を詳細に検討すると、その本質的な理由は、米国の裁量あるいは自由を最大限確保することであることが分かる。ブッシュ政権の核政策に決定的な影響を与えていた米国公共政策研究所の報告書は、以下のように主張している。

軍備管理の伝統的な冷戦時のアプローチに従って、大幅削減を法典化することは、変化する戦略環境に適合させるために必要である戦力を調整する米国の法的特権および事実上の能力を排除してしまうことになる。国際環境は比較的良好であり続けるという前提は極めて疑わしいので、法典化は米国を脆弱にする。……米国の戦略戦力をさらに調整することが、伝統的な軍備管理過程における法典化を通じて、実際にあるいは法的に「不可逆」なものにされてはならない。⁽⁹⁾

ここでは、将来の安全保障環境は不確実であるから、状況に応じて核戦力を削減したり増大したりする米国の自由を維持すべきことが強く主張されており、ブッシュ政権の基本的な考えとなっている。この考えに従って、ブッシュ政権は条約によらない核削減を一貫して主張してきた。

他方、ブッシュ大統領は、核削減は法的拘束力のある条約により行なうべきであることを強硬に一貫して主張してきた。それは、一方的行動による場合、大統領が交代した場合にこの削減が継続される保障がないことを指摘し、そのために条約が必要であると主張していた。ロシアの立場については、その国内事情からして現在の核戦力を維持することも困難であり、自国の核戦力が縮小していく際に、米国の削減も条約で確定することが好ましいという考え方、および条約により法的な同等性を確保することにより、大国としての地位を維持したいという考えが背景にあると考えられる。

二〇〇一年一月の米ロ首脳会談において、核兵器の削減についてとともに、ABM条約の将来についても合意

戦略攻撃力削減条約の内容と意義

がみられるのではないかと予測されていた。しかし、この会談において、ブッシュ大統領は米国の核兵器の一方的削減の計画を明らかにしたが、ABM条約については合意できなかつた。ロシアはABM条約を維持しつつ一定の修正に応じるという態度であつたのに対し、米国はロシアとともに共同で条約からの脱退に合意を求めるものであったからである。

その後両国で協議が進められるが、一二月の初めにも法的拘束力ある文書にする方向が示唆されていた。⁽¹⁰⁾他方、米国は一二月一三日にABM条約からの脱退をロシアに通告した。九月一一日のテロ事件以来、ロシアは米国を中心とするアフガンでの作戦について米国に大幅な協力を実施しており、さらに米国がABM条約からの一方的脱退を通告した。このような状況において、米国はロシア側に一定の譲歩を行なうことが必要になつた。これが、米口間で法的拘束力ある文書の作成に進展していった背景である。

二〇〇二年一二月五日の上院外交委員会の公聴会において、パウエル国務長官は、戦略攻撃力削減についてそれを法的拘束力あるものにする予定であること、それは行政協定であるかも知れず、また条約であるかも知れないと述べ、法的拘束力ある文書であることを明らかにした。⁽¹¹⁾ここでいう行政協定(executive-legislative agreement)は、上院および下院それぞれの過半数の賛成を必要とするものであり、通常の条約(treaty)は上院の三分の一の賛成を必要とするものである。

行政府は当初、正式の条約よりは公式性のレベルの低い行政協定の可能性をも示唆していたが、最終的には正式の条約によることとなつた。この決定に影響を与えたのは、三月一五日付けのヘルムズおよびバイデン上院議員からパウエル国務長官に送られた書簡である。ヘルムズは共和党で外交委員会の前委員長であり、バイデンは民主党で現在の外交委員会委員長である。そこでは、米国が配備された戦略核弾頭に関する米国の重要な義務を含むよう

な合意は、上院の助言と同意に従う条約を構成すると確信している」と、締結される協定を助言と同意のために上院に移送する以外の選択肢は憲法上存在しないことは明かであることが述べられていた。⁽¹²⁾

二 条約の内容

この条約は前文と本文五カ条からなるきわめて簡潔な条約であり、詳細で多くの文書からなるSTARTI条約とは決定的に異なっている。⁽¹³⁾

1 戰略核弾頭削減の義務

第一条は以下のように規定する。

各締約国は、1991年1月1日⁽¹⁴⁾にアメリカ合衆国大統領が述べたように、および1991年1月1日ならびに1991年1月1日⁽¹⁵⁾にロシア連邦大統領がそれぞれ述べたように、戦略核弾頭を削減し制限するものとし、1991年1月31日までに各締約国の戦略核弾頭の総数が一七〇〇～一一〇〇を超えないようとする。各締約国は、戦略核弾頭の数に定められた総計制限に基づき、その戦略攻撃兵器の構成および構造を自ら決定するものとする。

条約の基本的義務に関する規定はこの第一条のみである。この条約には、用語の定義に関する規定がまったく含まれていない。いじでは、「戦略核弾頭（strategic nuclear warheads）」の総数を「1991年1月31日までに」、一七〇〇～一一〇〇以下に削減する」とのみが、明記されている。

まず、削減の対象について、米国大統領の一月三日の声明では、「実戦配備戦略核弾頭（operationally deployed strategic nuclear warheads）」⁽¹⁴⁾と言われており、核態勢見直し報告でも、この用語が使用されている。米国

は一貫してこの用語を使用しており、たとえば、パウエル国務長官はこの条約の説明で、「この条約は、実戦配備弾頭を現在の約五〇〇〇ないし六〇〇〇のレベルから、一七〇〇～一一〇〇へと削減させるものである」と述べている。

他方、ロシア外務省は、条約の締結によりロシアは米国のこの定義を受け入れたのかという質問に対し、「ロシアはその定義を受け入れていない。条約にはそのような用語はない。条約の実施に関する問題は、特別の二国間履行委員会で両国により取り組まる」と答えている。⁽¹⁶⁾またロシアはSTART条約で使用されてきた定義を用いることを主張していた。

米国は、その核態勢見直し報告の中で、核弾頭の存在状態につきさまざまなかテゴリーに分けて詳細に記述しており、削減については実戦配備された戦略核弾頭の数についてのみ言及している。条約では、実戦配備戦略核弾頭の用語が使用されておらず、ロシアの見解では「一国間履行委員会での協議に委ねられるとなっている」⁽¹⁸⁾。

この点について、パウエル国務長官は、「この条約はまたきわめて柔軟的である。第一条は、ブッシュおよびブッシュ大統領の個々の声明に言及することにより、締約国はそれぞれの削減を同一の方法で履行する必要がないことを明確にしている」と述べ、米国は即時または数日の内に利用可能な弾頭の本当の数を削減するが、ロシアはSTART諸条約と同様の計算方法で削減することを示唆していたのであり、「ロシアが一七〇〇～一一〇〇の弾頭レベルをこの方法で達成しようと、米国の方針を用いようと、いずれの場合も結果はすぐに入手できる戦略核弾頭の数を制限することになる」と述べている。⁽¹⁹⁾

第二に、さらに重要な問題は弾頭の計算ルール、すなわち配備された核弾頭をどのように計算するかという問題である。米国の考えでは、現実に配備されている弾頭数が条約の対象として計算される。他方、ロシアの考えでは、

START I条約における場合と同様に、あるミサイルに搭載可能な弾頭数の最大数を搭載しているものとして弾頭数を計算する。たとえば、最大一〇発の核弾頭の搭載が可能なミサイルに実際には一発しか搭載していない場合、米国の計算方式では一発であるが、ロシアの計算方式では一〇発となる。特に、ダウンロード（ミサイルに搭載する弾頭数を削減）することにより、核弾頭の削減を実施することが予定されているが、米国の方針を実施するためには、実際にいくつ核弾頭を搭載しているかを明確にし、相手国に納得させる必要がある。そこまで侵入的な検証はこれまで実施されたことはない。検証の側面からはロシアの考えに一理あるが、ダウンロードの実施をどう確保していくのかの問題が残る。削減実施過程の透明性の増大が不可欠となる。

第三に、条約は削減の過程に関して、中間段階における総数などは規定していない。START諸条約では一までは三段階にわたる履行過程が規定されていた。この条約が規定しているのは、削減の最終段階における総数のみであり、段階的に実施される保証はない。削減実施過程では条約違反の問題が生じる余地はまったくなく、遵守しているかどうかは最終日にのみ判断される。またその最終日である二〇一二年一二月三一日は、条約が失効する日である。⁽²⁰⁾

第四に、条約では、総数制限の中において、戦略攻撃兵器の構成および構造を自由に決定できるものとされている。戦略攻撃兵器として、ICBM、SLBM、爆撃機と三種類あり、これらは戦略兵器の三本柱と言わってきた。START諸条約では、その構成および構造に関して詳細な規定が定められていた。今回の条約は、そのような規制や制限はまったく存在しないため、両国は一七〇〇～一一〇〇という総数制限の中において、自由に戦略攻撃兵器を構成することができる。

第五に、実戦配備から撤去された弾頭の処理については何も規定されていない。また運搬手段についてもまったく

く規制はない。米国は、配備から撤去された弾頭のいくらかはスペアとして利用され、いくらかは貯蔵され、いくらかは廃棄されると述べている。パウエル国務長官は上院外交委員会において、配備される核弾頭と保管される核弾頭の合計は約四八〇〇であると述べた。⁽²¹⁾

これまでの条約でも、核兵器の廃棄を規定するものはなかった。核弾頭の廃棄は検証が困難であると考えられており、機微な技術や情報を含んでるので現地査察を認める余地はないと考えられてきた。しかし、START諸条約では合意された弾頭数を搭載できる運搬手段を越える運搬手段は廃棄されると規定され、実際にミサイルとの発射機、爆撃機が廃棄された。

本条約においては、弾頭の廃棄も運搬手段の廃棄もまったく規定されていない。配備された核弾頭が取り外され、核弾頭を搭載していない運搬手段が多く存在するようになるが、それらを廃棄する義務がないため、多くのものがそのまま存在し続けることになる。このことは、弾頭の廃棄が義務づけられていないことと相俟って、削減を逆行させることができて物理的に容易である状況が存続することを意味している。⁽²²⁾

2 検証と組織化

軍縮条約において検証はきわめて重要な地位を占めており、国家の安全保障の根幹に関わる軍事力の規制や制限については、他国が条約義務を遵守しているかどうかを検証することが不可欠の条件と考えられてきた。これまでの軍縮交渉において、検証が可能かどうかが規制や制限の内容を決定することもしばしば見られた。

しかし、この条約は検証に関する規定をまったく含んでいない。パウエル国務長官は、その理由として、「米国⁽²³⁾の安全保障およびロシアとの新たな戦略関係からして、そのような規定は必要ではなかった」と述べており、さらにはラムズフェルド国防長官は、「条約は一方的に宣言した削減を法典化したにすぎず、また両国に履行に際して広

範な柔軟性を与えているので、いずれの国も条約の裏をかくことに利益をもたない」と述べている。⁽²⁴⁾

その代わりとして、条約第二条は、「締約国は、START条約がその用語に従って有効であり続けることと同意する」ということを規定している。⁽²⁵⁾ ここでSTART条約と言われているのはSTARTI条約である。米国は、「STARTの包括的な検証レジームは、この新しい二国間条約の履行に関して、透明性と予見可能性の基礎を提供するだろう」と述べ、ロシアも、STARTI条約が有効であると確認されたことは、「特に、適切な検証を確保する」という観点から重要である。STARTI条約の検証メカニズムは、新たな条約の役に立つことも含め、締約国がお互いの戦略兵器の実状を追求するのを可能にする」と述べ、両国とも、この規定が主として検証に関わるものとしている。

STARTI条約は有効期限が一五年であり、一九九四年一二月五日に発効したので、二〇〇九年一二月五日まで有効であり、本条約は、以下で述べるように、二〇一二年一二月三一日まで有効である。したがって、第二条の内容を実施するためには、STARTI条約を延長することが必要になる。

また第三条は、「この条約を履行する目的で、締約国は、少なくとも年に二回、二国間履行委員会（Bilateral Implementation Commission）の会合を開催するものとする」と規定しており、新たな委員会の設置を決定している。⁽²⁶⁾ START諸条約においても同様の委員会の設置が規定されていた。

3 批准、発効、有効期限、脱退

条約第四条は、発効、批准、有効期限および脱退について以下のように規定する。

- 1 本条約は各締約国の憲法上の手続に従い批准されなければならない。本条約は批准書の交換の日に効力を発生する。

2 本条約は二〇一二年一二月三日まで効力を有し、締約国の合意により延長され、または後の合意によりそれ以前に代替されることもある。

3 各締約国は、その国家主権の行使として、他の締約国への三ヶ月の書面の通告により本条約から撤退することができる。

まずこの合意の性質は、交渉の過程で大きな問題となつたが、結果的には、批准を必要とする正式の条約として作成された。米国の場合には、上院の三分の一以上の賛成による助言と同意を得なければならない。ロシアの場合には、批准に関する法が下院を通過し、上院により承認され、大統領により署名されなければならない。その後の批准書の交換により発効する。これらはSTART I条約およびSTART II条約と同じである。

次に条約の有効期間は、戦略核弾頭の削減の期日と同じ、二〇一二年一二月三日となっている。そのままであれば、条約の基本的義務が実施されるその日に条約は失効することになる。そのため、本条約を延長する可能性、およびその期日以前に他の条約に代替される可能性も規定されている。

第三に、条約からの脱退は軍縮関連条約に一般に含まれているものであるが、START I条約もSTART II条約も六ヶ月の事前通告を条件としていたが、本条約は三ヶ月の事前通告となつていているため、柔軟性が強調されている。

なお、条約第五条は、条約の登録および条約の正文に関するものであり、本条約は全五条であり、それぞれの規定も他の諸条約に比べてきわめて短くかつ簡潔であり、内容を詳細に規定するものではない。

三 STARTプロセスとの比較検討

1 総 論

STARTプロセス自体は、冷戦期の一九八二年から開始されているが、実際に成果が現われるのは冷戦が終結してからであり、START I条約は一九九一年七月三一日に署名され、一九九四年一二月五日に発効している。START II条約は、一九九三年一月三日に署名され、米国およびロシアは批准したが、批准書の交換まで至らず発効していない。START IIIについては、交渉も開始されなかつたが、一九九七年三月の米ロ首脳会談において、「核戦力の一層の削減に関するパラメーターについての共同声明」が発表された。

これらのプロセス、特にSTART I条約とSTART II条約は、戦略兵器の削減と制限を連続的に実施しようとするものと理解できる。それは、START II条約が、START I条約をベースにその規定に依存しつつなぎ削減および制限を規定しているからである。

START I条約は、非常に詳細な規定を含む一九条からなる条約本体を中心に、合意声明の附属書、用語などの定義の附属書、転換または廃棄に関する議定書、査察に関する議定書、通告に関する議定書、投射重量に関する議定書、遠隔計測に関する議定書、合同遵守査察委員会に関する議定書、データベースの設定に関する了解覚書から構成されている。

START II条約は、八条からなる条約本体の他に、重ICBMの廃棄および重ICBMサイロの転換に関する議定書、重爆撃機の展示および査察に関する議定書、爆撃機のデータおよび弾頭の装備に関する覚書から構成されている。

それに反して、本条約は本文五条だけであり、しかもそれぞれの条項はきわめて短くかつ簡潔なものである。これは、基本的には米国のブッシュ政権の考え方が反映されたものである。

ブッシュ政権は、新たな時代においては冷戦期のような条約は必要でないこと、米国は一方的に削減し、ロシアがそれにならって削減すればよいことをしばしば述べていた。条約よりも一方的削減が好ましいことの一つの理由としてしばしば強調されたのは、冷戦期の軍備管理条約はその作成のために非常に長い時間がかかるという点であった。しかし実際には、米国の柔軟性を最大限確保することが目的であると考えられる。

2 削減の数と対象

START I条約が削減の目標とする数は六〇〇〇であり、START II条約は三〇〇〇～三五〇〇であり、START IIIでは二〇〇〇～二五〇〇が予定されていた。これらと比較して、今回の条約は一七〇〇～二二〇〇への削減であり、この点からはSTARTプロセスよりも一步進んだものと解釈できる。これは条約の対象に関わる問題であるが、STARTプロセスで対象とされた「配備された戦略核弾頭」と今回の条約で言われている「実戦配備された戦略核弾頭」に若干の相違がある。SLBM搭載の潜水艦でオーバーホールのため港にいるものは、前者には含まれるが、後者には含まれない。その結果、START IIIの予定する数と今回の条約の数はほぼ同数になる。

次に弾頭数の計算に関して、START I条約はミサイルに関してはそれが搭載可能な最大数を計算し、爆撃機搭載の核弾頭については、一定の範囲で最大数の半分に計算しており、複雑な計算方式が詳細に規定されていたがって六〇〇〇という総数も実際にはそれを上回る保有が認められていた。START IIは、爆撃機に関する計算方式を取りやめ、実際の数を計算するようになった。

今回の条約は計算ルールについては何らの規定もなく、米国の考え方では実際に配備している弾頭数を対象とする

ことになっている。複数弾頭の搭載が可能なミサイルにおいて、実際にいくつ搭載しているかをいかに検証するのかという重要な問題が残されている。

3 削減のプロセスとベース

START-I条約は条約発効後、三年、五年、七年と三段階にわたるスケジュールを規定し、それぞれの段階での戦略核運搬手段、弾頭総数およびICBMとSLBMに搭載した弾頭数につきそれ上限を規定していた。START-II条約は、START-I条約発効後七年および二〇〇三年一月一日という一段階の実施を定めていた。その後、この条約の実施期限は二〇〇七年一二月三一日に延期された。START IIIも、上記の削減をこれと同じ二〇〇七年一二月三一日までに実施することが予定されていた。

START諸条約においては、全体が一つのプロセスとして継続的にかつ連続的に実施されるものと考えられ、それぞれの条約においても、細かなスケジュールが設定されていた。それに反して、本条約では中間段階などを含むスケジュールはまったくなく、締約国の自由にまかされており、実施に関する最大限の柔軟性が確保されている。

4 核戦力の構成と構造

本条約においては、「その戦略攻撃兵器の構成および構造を自ら決定するものとする」と規定され、何らの規制も存在しない。STARTプロセスにおいては、主として戦略的安定性の強化という側面からさまざまな規制が定められていた。まずSTART-I条約では、戦略運搬手段に対しても一六〇〇という制限が課され、弾頭六〇〇〇の内訳として、ICBMとSLBM搭載の弾頭に四九〇〇という制限が設けられ、総投射重量も制限が設けられた。重ICBMは五〇%削減でミサイル数一五四、弾頭数一五四〇の制限が規定され、質的な側面からの規制も課された。移動式ICBMの弾頭数には一一〇〇の上限が設定され、検証を可能とするさまざまな規制が規定された。

START II条約は、三〇〇〇～三五〇〇という総数制限のほかに、特に重要なものとして、MIRV搭載ICBMを全廃し、重ICBMを全廃することを規定した。またSLBM弾頭も一七〇〇～一七五〇に削減することを規定していた。

STARTプロセスにおいては、戦略的安定性を強化するため、両国の戦略核戦力を一定の方向に向けて削減することが意図されていたが、本条約では、これらの要素はまったく考慮されていない。したがって、START II条約が発効しない中において、そこで規定されていたMIRV搭載のICBMの禁止という条項も、この後は適用されないことになる。

5 運搬手段および弾頭の廃棄

START I条約およびSTART II条約においては、配備された弾頭数を制限する方法として、制限数を越える運搬手段を廃棄することが決められた。したがって撤去される運搬手段に搭載された核弾頭は廃棄されることなく貯蔵庫に保管されるが、撤去される運搬手段、すなわちICBM、ICBM発射機、SLBM、SLBM発射機および爆撃機は実際に廃棄されている。これは、戦略核戦力が再び増強される可能性を排除する上できわめて重要な措置であった。

それに反して、本条約は、弾頭が廃棄されることは以前と同様であるとしても、運搬手段も廃棄されない。このことは、弾頭と運搬手段の双方が残されることを意味し、戦略核戦力がいつでも即時に増強されうることを意味している。この点から本条約の実効性が大きく疑問視されることになる。

さらにSTART IIIにおいては、撤去された核弾頭の廃棄についても言及されており、そこでは不可逆性の重要性が強調されていた。

START I条約の検証規定はきわめて詳細である。まず検証・査察の前提としてさまざまなデータの交換およびさまざまの場合における通告が定められている。詳細は通告に関する議定書およびデータベースの設定に関する了解覚書に記されている。この仕組みは条約関連の実態の透明性にとってきわめて重要なものである。次に自国の検証技術手段（NTM）に関する原則とそれに関する協力措置を規定している。第二に現地査察については、査察官の人数、法的地位、権限などを定め、現地査察として一二種類の査察活動を列挙している。さらに転換および廃棄に関する議定書、査察に関する議定書により詳細に規定されている。

またこの条約は、条約の規定の目的およびその履行を促進するために「合同遵守査察委員会（Joint Compliance and Inspection Commission）」を設置した。委員会は、いづれかの締約国が要請する場合に開催される。合同遵守査察委員会に関する議定書が、委員会の構成、活動などにつき詳細に規定している。

START II条約の義務の履行に関する検証・査察は基本的にはSTART I条約の規定に従って実施される」とになっている。またこの条約により、条約の規定の目的および履行を促進するために「二国間履行委員会（Bilateral Implementation Commission）」が設置される」とになっており、いづれかの当事国の要請で会合する」とになっていた。

今回の条約においては、検証・査察に関する規定はまことに、START I条約が有効であり続ける」とが規定され、「二国間履行委員会」の設置が規定されているだけである。またこの委員会は、一方が要請する時にいつも開催されるとは規定しておらず、少なくとも年に一回開催するとのみ規定されている。本条約では「条約を履行する目的で」と規定され、「条約の規定の目的およびその履行を促進するため」というSTART 諸条約の規

定振りとは、意気込みが異なる印象を受ける。

7 批准、発効、有効期限、脱退

批准および発効に関しては、本条約はSTART諸条約と同じであり、批准を必要とする正式の条約として作成された。この点は米国が貫して一方的削減を主張していた点から見れば、法的安定性の側面から大きな前進である。

有効期限は、START I条約は五年であり、削減自体は七年以内の実施であったので、削減措置が完了してからも八年間有効である。START II条約は、START I条約が有効である限り有効であると規定している。START I条約は、条約満了の一年より前に、五年間の延長を検討すること、その後も同様の手続をとることを規定している。他の条約に取って代わられる場合は別であると規定する。START IIIのパラメーターに合意された時には、START諸条約を無期限の条約にする方向にも合意されていた。本条約の場合には、二〇一二年一二月三日まで有効とし、条約が延長される可能性および他の協定に代替される可能性が規定されている。

脱退については、一つの大きな違いは、START諸条約の場合には六ヶ月の事前通告であったのが、本条約では三ヶ月の事前通告となり、その期間が半分になったことである。もう一つの大きな違いは、START諸条約では、「本条約の内容に関する異常な出来事がその至高の利益を危うくしていると決定するときは、その国家主権の行使として本条約より脱退する権利を有する」とし、「その至高の利益を危うくしていると考る異常な出来事の陳述を」脱退通知に含めることができる」と規定するだけである。その結果、脱退の根拠として、本条約の内容に関する異常な出来事が生じていること、それが自国の至高の利益を危うくしていることは、脱退の条件とはされていない。し

たがって、いかなる理由であっても、国家主権の行使として脱退が可能になる。

これら二点における大きな差異を見るならば、今回の条約はSTART諸条約に比べて、きわめて容易に脱退が可能となり、締約国の柔軟性が確保される反面、条約による規制という法的安定性や予見可能性が著しく小さくなる。

四 戰略攻撃力削減条約の意義

1 条約の成立の重要性

ブッシュ大統領は、この条約を上院に提出する際の書簡において、「このモスクワ条約は、米国とロシアの間の新しい戦略関係の一つの重要な要素を示している。それは、両国が配備された戦略核弾頭の二〇一二年一二月三一日までの大幅な削減へと安定的で予見可能な方法で導くものである。その削減が完了した時には、両国は過去数十年の間で最低レベルの配備された戦略核弾頭をもつことになる。これは米国およびロシアの双方の人々にとっての利益であり、もっと安全な世界に貢献するものである」⁽²⁸⁾と述べているように、この条約は米ロの新たな戦略関係の要素であり、国際社会にも一定の貢献をなすと思われる。

またパウエル国務長官も、「モスクワ条約は米ロ関係の新たな時代を記している。それは柔軟だが法的拘束力ある方法で大幅な戦略攻撃力削減を行なうという両国のコミットメントを法典化している。それは、戦略的ライバルから、相互安全保障、信頼、公開性、協力、予見可能性の原則に基く真の戦略的パートナーへの移行を容易にしている。モスクワ条約は新たな戦略枠組みの一つの重要な要素である」と述べ⁽²⁹⁾、ロシアとの新たな関係の側面からの条約の意義を高く評価している。

一九八〇年代から九〇年代にかけてSTARTプロセスが継続され、一九九一年にSTARTI条約が署名され、一九九四年に発効し、二〇〇一年までに実施された。一九九三年にSTARTII条約が署名されたが、批准されず、そのためSTARTIIIの交渉も開始されなかった。一九九〇年代後半における米ロ関係全般の悪化により、戦略兵器の削減も進展しなかった。このように行き詰まり状態にあったSTARTプロセスに代わって、ブッシュ政権下で新たな条約が作成されたことは十分に賞賛に値するものである。

ブッシュ大統領は「戦略核弾頭の削減は軍備管理条約によるのではなく、米国が一方的に実施する」と一貫して主張しており、二〇〇一年一一月には、米国の核懲勢見直し報告に依拠して、具体的に戦略核弾頭を削減することを発表した。一方的な削減は自主的に行なうものであるから、いつ止めるのも自由であるし、逆にいつ増加するのも自由である。そこでは米国の一〇〇%の裁量が認められる。ロシアの強い主張により、米国がその主張を撤回し、法的拘束力ある文書の作成に合意し、最終的には正式の条約としてこの条約が作成されたことは、一方的削減に比較して格段の意義をもっている。それは、自主的措置ではなく、法的義務としての措置であることにより、法的安定性あるいは法的予見可能性の観点から見て重要である。⁽³⁰⁾

2 条約の柔軟性の強調

この条約の最大の特徴はその義務の柔軟性にある。これはブッシュ大統領が二〇〇一年一一月、「一片の紙が必要であるならば、喜んでそうしよう。しかしそれは、わが政府が今後一〇年間で行なおうとしていることについてである」と述べたように、米国が一方的に実施しようとしていたことを条約にしたけれども、米国の自由を最大限に確保するものである。

米国の基本的な姿勢は、核兵器の削減は米国の判断により自主的に実施すべきで、将来の不確実性に対応できる

ものでなくてはならず、法的に不可逆なものにすべきではないというものであった。法的拘束力ある正式の条約となつたことで、一定の法的安定性が確保され、予測可能性も一定程度確保されるが、START諸条約との比較からも明らかなように、その範囲はきわめて限定されたものである。

条約の基本的義務においては、用語の定義が存在せず、弾頭の計算ルールも規定されていないため、現実には米国は米国の解釈で条約を実施していくことになるだろう。また撤去される核弾頭は言うまでもなく、撤去された運搬手段も廃棄されない。米国は撤去された弾頭および運搬手段の多くをそのまま維持する方針を示している。そのことは核兵器削減のプロセスが容易に逆転する可能性があることを意味する。

また削減プロセスに関する詳細なスケジュールや中間段階の規定もないため、一〇年間の実施のプロセスは明確ではない。また削減のプロセスはどうであれ、二〇一二年一二月三一日に規定された数に削減していれば条約義務を遵守したことになる。しかし条約はその同じ日に失効することが規定されている。

検証に関しても、STARTI条約の存続を規定し、二国間履行委員会を設置するのみで、詳細な規定はない。STARTI条約に規定されたデータベースの交換や種々の通告は、引き続き実施されるであろうが、それが今回の条約にどの程度適用されるかはまだ明らかではない。

最後に、脱退に関して、START諸条約とくらべて、より容易な条件が課されているだけであって、条約に関連する異常な事態が発生しなくとも自由に脱退できるように規定されている。

このように、キンボールも「この条約の内容は、最大限の戦略的柔軟性を維持するというブッシュ政権の目標に一致するものである」と述べているように、本条約では米ロの活動に関して大幅な自由裁量が認められており、条約の確実な履行は、両締約国の誠実な行動に全面的に依存している感がある。

(31)

3 核軍縮・核不拡散体制への意味合い

まず、この条約は「冷戦の遺産を一掃するものである」と宣伝されているが、それにに対する異論が多く出されている。シリーンシオーネは、「新しい条約は次の10年で核兵器を三分の一に削減することもないし、何千の核兵器を廃棄することもない。10年たっても米国とロシアは、まさに今日と同様に、何万という核兵器を持っているだろう。……条約は一つの核弾頭も廃棄しない。……したがって、条約は冷戦の遺産を一掃することはない。10年たっても、米国は多くの分散された戦略核戦力を維持しているであろう。その唯一の正当化は、ロシアの軍事、産業、政治の拠点を標的とし破壊することである」³²⁾と述べている。

またベーツとスコブリックも、条約は一定の進歩はあるが、基本的な軍備管理の原則とこれまでの達成を否認し、予見可能性を避け、拡散の危険を増大しているので、「この条約が核の敵対関係という冷戦の遺産を一掃する」というブッシュの勝ち誇ったような主張は、決定的に時期尚早である」と結論づけている。³³⁾

米国の削減計画によれば、10弾頭搭載のピースキー・ICBMの50機すべてを撤退させることと、四隻のトライデント潜水艦を戦略任務から通常任務に転換することはすでに決まっているが、その後の削減は後に決定されることになっている。特に実戦配備から撤去された核戦力すなわち、核弾頭とその運搬手段が必ずしも廃棄されず、それらの多くは将来の不測事態に備えて温存されることになっている。また核態勢見直し報告書において、ロシアが将来米国敵になる可能性への備えの必要性が言及されていることからも、冷戦の遺産が一掃されたかどうかはまだ判断できない。

第二に、今回の条約の採択は、これまでのSTARTプロセスの断絶を意味する。START I条約は現在有効な条約であり、その有効性の継続が本条約で確認されているが、START II条約はその存在意義を失う。STA

R T II条約は批准書の交換が行なわれず発効しなかったが、その規制の内容は有意義なものであった。特に、S T A R T II条約は、多弾頭 I C B M の全廃を規定していたが、新たな条約の成立により、この規制はもはや適用されなくなり、米国ともその規則に拘束されなくなつた。多弾頭 I C B M は先制攻撃には有効であるが、攻撃された時の損失が大であるので、先制使用の動機を与えるものであり、戦略的安定性の観点からみて、きわめて不安定化を促進するものであり、S T A R T プロセスでは、多弾頭 I C B M の規制が特に米国の交渉の優先課題であった。

この規制が解除されたことにより、特にロシアが多弾頭 I C B M を維持する可能性が増大しており、それはロシアにとって戦略的および経済的に有利な配備方法だと考えられる根拠があるので、国際社会全体を不安定にし、核兵器使用の可能性を増加するものになるかもしない。

第三に、この条約は撤去された核弾頭の廃棄を要求していないので、配備されていない核弾頭が大幅に増加することになる。特にロシアにおいて、配備された核兵器と比較して、保管されている核兵器の保安体制はいっそう緩やかになっており、この条約の履行に伴い、不十分な保安体制の下に置かれる核弾頭が増加することになる。

このような状態は、ロシアの核兵器あるいは核分裂性物質の管理がずさんなことから、盗難や強奪に遭う可能性が高くなり、それらがならずもの国家やテロリストの手に入る可能性が増大することが懸念されている。その意味で国際核不拡散体制の中で現在最も懸念されている側面において、本条約はその懸念を増大させている。撤去された核弾頭を廃棄すべきだという主張は、この側面からも強く主張されている。

第四に、本条約の前文において、「一九六八年七月一日の核不拡散条約の第六条の下での義務に留意して」と規定されているように、核兵器削減の条約は、核軍縮への誠実な交渉の成果として位置付けることができる。この条約が実際に核軍縮への大きな進展になるかどうかは、条約の履行状況を見てみないと分からぬ。特に、本条約は

戦略攻撃力削減条約の内容と意義

米国の戦略的柔軟性を強調するあまり、条約内容の法的安定性が脆弱なものとなっている。それは特に、二〇〇〇年NPT再検討会議の最終文書で確認されている「核軍縮の不可逆性の原則」に逆行しているからである。不可逆性の原則によれば、核軍縮の進展は削減および廃棄に向けての一方的な方向性をもつべきであり、そのためには核兵器を廃棄するなど逆行の可能性を除去することが必要になる。それに反して、すでに述べたように、本条約は柔軟性を強調したために「不可逆性の原則」が排除され、将来の事態によっては核軍縮が逆転する可能性が広範に残されている。この側面がこの条約の意義を考える場合に、大きなマイナスの評価を導くことに寄与している。

第五に、本条約は戦略攻撃兵器を規制の対象としたものであって、戦術核兵器がまったく取り扱われていない。戦術核兵器は、一九九〇年代初めの「大統領イニシアティブ」により、米ソにより一方的に削減されたが、それらは法典化されていないし、正式の交渉も行なわれていない。しかし、使用される可能性の高いのは戦術核兵器であり、また管理を含めた保安体制が弱いのも戦術核兵器である。一九九七年のSTARTⅢの合意では戦術核兵器を取り扱うことが予定されていた。今回の条約が戦術核兵器にまったく言及していないのは、緊急の脅威を取り除く点からも、条約の不十分性を表している。

む
す
び

二一世紀になつて結ばれた最初の条約である戦略攻撃力削減条約は、今後一〇年にわたり米ロの戦略核弾頭を三分の一に削減するものであり、その意味では画期的なものである。しかし、この条約は米国の戦略的柔軟性を優先させる形で作成されたため、条約の内容および履行に関してさまざまな懸念が表明されている。

この条約の真の評価は、米ロ両国がこの条約をどのように履行していくかに依存している。条約の枠組みはすで

に存在しているのであるから、その規制内容を誠実に履行していくならば、戦略核弾頭の大幅な削減が実施され、国際社会全体の平和と安全のためにも有益なものとなるだろう。しかし、自国の安全保障の強化のみを図る立場から、条約規定のあいまいさを利用するようになれば、それは国際社会をこうした不安定なものにするだろう。

前者の方向に進むならば、この条約に規定されている以上の核兵器の削減が可能になり、核兵器廃絶への展望も開けるであろう。逆に、後者の方向に進むならば、本当の意味での核兵器の削減は進まず、核兵器が国際社会において政治的にも軍事的にも重要視されるようになり、ないしもの国家やテロリストのみならず、その他の国家もそれを保持しようとして、国際社会はいつそう不安定で危険な社会となるであらへ。

(一)　「」の条約名は、英語ではこの2つの条約あるいはモスクワ条約と呼ばれている。日本語では、「戦略攻撃戦力削減条約」あるいは「戦略攻撃兵器削減条約」と一般に言われている。本稿で「戦略攻撃力削減条約」としたのは、直訳の「戦略攻撃削減条約」では日本語として意味が不明確であるが、それに近いというのが一つの理由である。むかしは、実際に削減されるのは「戦略核弾頭（strategic nuclear warheads）」であり、ブッシュ大統領から上院に送付された書簡において、「」のタイトルは、運搬手段や発射機を伝統的に意味すると考えられてきた「戦略攻撃兵器（strategic offensive arms）」ではなく、戦略核弾頭にこの条約が焦点を置いてくる事實を反映させたため意識的に選ばれたのである」と説明されているのがもう一つの理由である。¹⁸「」は兵器（運搬手段や発射機）は削減対象ではなく、「」が正確に示すところ。¹⁹“Letter of Transmittal and Article-by-Article Analysis Of the Treaty on Strategic Offensive Reductions,” *Arms Control Today*, July/August 2002, p. 29.

(¹⁸) “President Announces Nuclear Arms Treaty with Russia, Remarks by the President Upon Departure,” *Washington File*, May 13, 2002, [<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/05/20020513-3.html>]

(¹⁹) “Bush Outlines Arms Control And Missile Defense Plans,” *Arms Control Today*, June 2000, p. 23.

(²⁰) “Presidential Election Forum: The Candidates on Arms Control,” *Arms Control Today*, September 2000, p. 5.

戦略攻撃力削減条約の内容と意義

(15) George W. Bush, "Remarks by the President to Students and Faculty at National Defense University," Fort Lesley J. McNair, Washington D. C., May 1, 2001. [<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/05/20010501-10.html>]

(16) "Transcript: Bush Announces Deep Cuts in Nuclear Arsenal," *Washington File*, 13 November 2001.

(17) "Special Briefing on the Nuclear Posture Review," J. D. Crouch, ASD ISP, January 9, 2002 with Slides. [<http://www.defenselink.mil/news/Jan2002/t01092002-t0109pr.htm>]

(18) ジョー・ブッシュ大統領は、米国の戦略兵器の国への主要目標に沿って作成された、それが米国戦力および能力の開発、やれりの配備や使用をガイドするものいなかった。

①同盟・友好国に対する米国がんの安全保障上の約束を満たすよう、その能力の強固化を保障する（assuring）

②敵国が、米国の利益または同盟・友好国との利益を脅かすような計画や作戦を実施するのをやめさせる（discrediting）

③市場に攻撃を撃退し、攻撃に対しても敵国の軍事的能力を支援するか、あるいは敵の能力を前線配備するなどにより、攻撃および強制を抑止する（deterring）

④抑止が失敗した場合には敵国を決定的に打ち負かす（defeating）

また、「この見直しの中心的目的は、防衛計画の基礎や、過去に思考を支配していた『脅威ベース』モデルから、将来のために『能力ベース』モデルへ移行する」のである。この能力ベースモデルは、特に誰が敵であり、戦争が起るかなどといった、敵がどのような形で戦うかなど、側面に焦点を当てている。…米国は、その目的を達成するためには奇襲的、欺瞞的、非対称的戦闘に依存する敵を抑止し打ち負かすのに必要な能力を明らかにしなければならない。…要約すれば、米国の非対称的な優勢を将来にも拡大するため、米国の戦力、能力および制度の変形が必要となる」と述べている（U.S. Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, September 30, 2001）

(19) National Institute for Public Policy, *Rationale and Requirements for U. S. Nuclear Forces and Arms Control*, Volume I, Executive Report, January 2001, p. viii.

⁽¹¹⁾ "Testimony at Budget Hearing before the Senate Foreign Relations," U.S. Department of State, February 5, 2002. [<http://>

www.state.gov/secretary/rm/2002/7806.htm

(12) [http://www.armscontrolcenter.org/2002summit/a7.html]

(13) ラムズヘルド国防長官は、START I条約と比較しつつ、その条約は七〇〇頁の長さであり、交渉に九年かかって

たが、モスクワ条約は三百頁であつて、交渉は六ヶ月であつたことを強調してゐる。(“Testimony of the Secretary of

Defense Mr. Rumsfeld before Senate Foreign Relations Committee," July 17, 2002.)

(14) 米国はこの用語を以下のように定義している。ICBM発射機にあるICBM上の再突入体、潜水艦に搭載されたSLBM発射機にあるSLBM上の再突入体、および重爆撃機に搭載されてゐるかまたは重爆撃機基地の兵器貯蔵地域に貯蔵われてゐる核軍備。（“Letter of Transmittal and Article-by Article Analysis of the Treaty on Strategic Offensive

Treaty," June 20, 2002.)

[33] "Transcript: Powell Says Moscow Treaty Consistent with Previous Treaties," *Washington File*, 25 May 2002.

(18) Fact Sheet: On the Principal Provisions of the New Russian-American Treaty on Strategic Offensive Reductions

(SOK), Russian Foreign Ministry Document 1041-22-05, May 22, 2002, in Acronym Institute, *Disarmament Documentation*,

May 2002 [<http://www.acronym.org.uk/docs/0205/doc07.htm>]

米国の核戦力整備においては、戦略兵器（strategic active stockpile）と戦略不活性

ストラクチャーハイブル (strategic inactive stockpile) は大きく分類される。その区別は後者は一定の危機構成要素を取り外さ

本部は、この機関にて、各軍種の戦闘用武器（Operationally deployed weapons）の開発・運用能力（Development and operational deployment capability）を評価する。

(18) 「実戦配備された戦略核弾頭」と「配備された戦略核弾頭」の違いは、米国の定義によれば、SLBM搭載の潜水艦がオーバーホールのため港に入っている場合に、前者ではそれを計算に参入しないが、後者ではそれを参入する」とあり、その差は約四〇〇の核弾頭である。

(19) "Testimony of Secretary of State Mr. Powell before the Senate Foreign Relations Committee," *Washington File*, 09 July

2002-

戦略攻撃力削減条約の内容と意義

- (20) しかしこhortはSOTFのように述べてゐる。「SOTF-ACT-I条約の経験が示しておるに、戦略攻撃兵器の削減は複雑で重労働であり、多くの努力・時間・費用が必要である。したがって両国は条約に関連条項はないが、その中でスケジュールを作成することができるだらう。条約の検証可能性を促進すらため、削減計画およびその履行に關する一定の透明性を確保するに相互了解が存在する。」²⁵⁾ “Fact Sheet: SOT Treaty? a New State in the Development of the Treaty Base with Respect to Nuclear Arms Reductions,” Russian Foreign Ministry, 1047-22-05-2001, May 22, The Acronym Institute, *Disarmament Documentation*, May 2002. [http://www.acronym.org.uk/docs/0205/doc07.htm]
- (21) “Powell Says U.S. Plans to Cut Total Strategic Warheads to 4,600.” *Washington File*, 09 July 2002.
- (22) 米国が撤去された核弾頭を廢棄しながら野田ヒコー、ペナルト議長は、「われわれが直面する不確実性がある」、ロハアとは異なり米国は新たな核兵器を製造していないという事実か、米国は、予測できない将来の不測事態に対応するため、ならばにステップバイルに技術的問題が生じた時のために、実戦配備から撤去された弾頭を保持する柔軟性が必要である」と述べた。²⁶⁾ (“Testimony of Secretary of State Mr. Powell before the Senate Foreign Relations Committee,” *Washington File*, 09 July 2002.)
- (23) “Testimony of Secretary of State Mr. Powell before the Senate Foreign Relations Committee,” *Washington File*, 09 July 2002.
- (24) “Testimony of Secretary of Defense Mr. Rumsfeld before the Senate Foreign Relations Committee,” July 19, 2002.
- (25) “Fact Sheet: Moscow Treaty on Strategic Offensive Reductions,” *Washington File*, 24 May 2002.
- (26) “Fact Sheet: SOT Treaty? a New State in the Development of the Treaty Base with Respect to Nuclear Arms Reductions,” Russian Foreign Ministry, 1047-22-05-2002, May 22, The Acronym Institute, *Disarmament Documentation*, May 2002. [http://www.acronym.org.uk/docs/0205/doc07.htm]
- (27) 丞相が講和された口で、「中国は「麻っこ米国關係の共匪抗敵」ことを聽取った。アンドリイ「戦略的安全保障のたるの協議グループ（Consultative Group for Strategic Security）」の設置が合意されたが、それは両国の外務（國務）・国防大臣かい構成されるので、この終焉を越へぬれば、いはば純な安全保障問題を協議するべきだ」と述べた。²⁸⁾ “Text: Bush Sends New Arms Reduction Treaty to Senate for Ratification,” *Washington File*, 20 June 2002.

(22) "Testimony of Secretary of State, Mr. Powell, before the Senate Foreign Relations Committee," *Washington File*, 09 July 2002.

(30) 「」の条約に対する徹底的な批判として、ウルフスタルは、「」の協定は、歴史の中におこる「」の種の文書で最も効果がなく、最も拘束力がない、最も有益でないものに疑うなづかずであつた。……アッソンは大統領とその政府は核戦力を制限する拘束力ある軍備管理協定の交渉に反対していた。アーチンは法的拘束力ある文書を欲しかった。両者は早いの法的拘束力はあるが、何も管理したり削減したかったこの文書によつて、やれやれ欲しがついたものや手に入れた」と分析してゐる。(Jon Wolfsthal, "Toothless, Nameless Treaty," Carnegie Analysis, May 24, 2002. [<http://www.ceip.org/files/nonprolif/templates/article.asp?NewsID=293>]) もともと米国国防省では、「われわれがロシシアがその軍備にて何をしやがへども、われらの削減を行なつてこねやうやく。われわれが削減するのせ」マイクロで条約を締結したからではなべく、ロバートとの関係が根本的に変容つたといひうしなに多くの配備した兵器がいらなくなつたからである。〔専論〕「専論」 ("Testimony of Secretary of Defense Mr. Rumsfeld before the Senate Foreign Relations Committee," July 19, 2002.)

- (25) Daryl Kimball, "Arms Control Experts Call Nuclear Arms Treaty a Missed Opportunity, Urge Pursuit of Comprehensive Nuclear Risk Reduction Strategy," Arms Control Association, May 24, 2002. [<http://www.armscontrol.org/acn/sortmay02.asp>]
- (26) Joseph Cirincione, "Flash! Treaty Will Not Eliminate Weapons or Reduce Arsenals," Carnegie Analysis, May 20, 2002. [<http://www.ceip.org/files/nonprolif/templates/article.asp?NewsID=2889>]
- (27) Wade Boese and J. Peter Scoblic, "The Jury Is Still Out," *Arms Control Today*, June 2002, p. 4.